

令和8年度〔児童館・学童保育所〕

放課後児童支援員（会計年度任用職員）登録者募集要項

応募資格	<p>① 村上市内の学童保育所に通勤・勤務可能な人。 ② 放課後児童支援員は、放課後児童支援員の資格を有する人。 ③ 補助員は、放課後児童支援員資格以外の人。</p>
応募方法	登録希望者は、指定の申込書（村上市のホームページからダウンロード可※裏面にQRコード表示）に記入、押印の上、放課後児童支援員認定資格研修修了証の写し（お持ちの方のみ）を添えて、村上市役所 こども課 子育て支援室または各支所 地域振興課 地域福祉室へ提出してください。
登録の有効期間	令和9年3月31日までを有効期間とする。
勤務条件	<p>【勤務時間】 ① 勤務時間は、下記のとおりです。 平日 午前10時00分～午後6時30分のうち指定する時間（1日3時間～7時間30分） 土曜日 午前7時30分～午後6時30分の指定する時間（1日3時間～7時間30分） 夏休みなどの休業日 午前7時30分～午後6時30分の指定する時間（1日3時間～7時間30分） ただし、必要に応じて勤務日、勤務時間を変更する場合があります。 ② 土曜日、夏休みなどの休業日のみの勤務を希望される方についても、受付します。</p> <p>【報酬】</p> <p>① 主任放課後児童支援員 時給1,312円 ② 放課後児童支援員 時給1,274円 ③ 放課後児童支援員補助員 時給1,155円</p> <p>【費用弁償（通勤手当相当）】 通勤距離が片道2km以上ある場合は、通勤距離に応じて通勤費相当額（日額）を支給します。</p> <p>【期末・勤勉手当】 6ヶ月期及び12ヶ月期に支給します。基準日（6月1日、12月1日）現在に在職している者で、雇用期間が6月以上でかつ週30時間以上の勤務時間の者に支給します。</p> <p>【健康保険・厚生年金の適用】</p> <p>① 週30時間以上勤務する場合で、雇用期間が2ヶ月を超えて継続する方。 ② 週20時間以上勤務する場合で、報酬月額が8万8千円以上の方（雇用が1年以上見込まれる場合のみ）</p> <p>※上記①又は②いずれかの条件に該当する方は、健康保険・厚生年金に加入します。</p> <p>【雇用保険の適用】 週20時間以上勤務する場合で、31日以上継続して雇用する方は、雇用保険に加入します。</p> <p>【休暇】</p> <p>① 有給休暇が、1年間の勤務日数等に応じて最大10日付与され、さらに勤続年数により最大20日付与されます。また、翌年度に20日を限度に繰越できます。 ② 1週間の勤務時間が30時間以上の方には、勤務日数に応じて夏季休暇が付与されます。</p>

登録者への通知	<p>【年度途中の雇用】</p> <p>① 登録書の中から選考し、本人に勤務できるか確認し雇用します。</p> <p>② 短期雇用（例えば、1日や2日勤務）の場合も、その都度登録者に勤務できるか連絡します。</p>																									
送付先及び問い合わせ先	<table border="0"> <tr> <td>村上市</td> <td>こども課</td> <td>子育て支援室</td> <td>0254-53-2111</td> <td>内線 2551</td> </tr> <tr> <td>荒川支所</td> <td>地域振興課</td> <td>地域福祉室</td> <td>0254-62-3104</td> <td>(直通)</td> </tr> <tr> <td>神林支所</td> <td>地域振興課</td> <td>地域福祉室</td> <td>0254-66-6113</td> <td>(直通)</td> </tr> <tr> <td>朝日支所</td> <td>地域振興課</td> <td>地域福祉室</td> <td>0254-72-6887</td> <td>(直通)</td> </tr> <tr> <td>山北支所</td> <td>地域振興課</td> <td>地域福祉室</td> <td>0254-77-3113</td> <td>(直通)</td> </tr> </table>	村上市	こども課	子育て支援室	0254-53-2111	内線 2551	荒川支所	地域振興課	地域福祉室	0254-62-3104	(直通)	神林支所	地域振興課	地域福祉室	0254-66-6113	(直通)	朝日支所	地域振興課	地域福祉室	0254-72-6887	(直通)	山北支所	地域振興課	地域福祉室	0254-77-3113	(直通)
村上市	こども課	子育て支援室	0254-53-2111	内線 2551																						
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	0254-62-3104	(直通)																						
神林支所	地域振興課	地域福祉室	0254-66-6113	(直通)																						
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	0254-72-6887	(直通)																						
山北支所	地域振興課	地域福祉室	0254-77-3113	(直通)																						

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） (職員)	<p>第38条児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 六 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、都道府県知事）が適當と認めたもの <ul style="list-style-type: none"> イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 二 外国の大大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
--	---

ホームページ QR コード⇒

